

災害時における物資等の輸送、一時保管及び仕分け等に関する協定

安中市（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬県トラック協会安中支部（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、救援物資等（以下「物資等」という。）の輸送、一時保管及び仕分け等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に乙が社会貢献活動の一環として、甲の要請に基づき協力業務を実施する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に次の事項について乙に要請することができる。

- （1）甲が指定する集配拠点等における物資等の入出庫及び仕分けに関すること
- （2）乙の所属会員が所有する倉庫等における物資等の一時保管に関すること
- （3）甲が備蓄している物資及び外部からの物資等の輸送に関すること
- （4）集配拠点等の運営に関する助言・指導等を行う物流専門家の派遣に関すること
- （5）前各号に掲げるもののほか、乙が協力できる事項

2 前項の要請は、要請書（様式1）にて行う。ただし、文章をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出する。

3 甲は、前項の規定により、乙に要請するときは、甲が把握している市内の被災状況に関する情報を提供するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲の要請を受けたときは、協力業務を実施することが困難なやむを得ない事情がない限り、乙の所属会員をもって協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務を実施したときは、実施報告書（様式2）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、文章をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、この協定に基づかない業務中に発見した市内の被災状況等についても、甲に情報提供するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づく協力業務の実施に要した費用の額は、法令等で定めるものを除くほか、乙の施設や資機材の使用料に関しては時価相場相当額、入出庫及び仕分け作業等に関しては関わった人員の日当相当額、輸送料に関しては実勢相場相当額又は国土交通省届出料金を基準として算定し、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき決定した額を甲に請求するものとし、甲は災害による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

（補償）

第6条 協力業務に従事した者が、当該業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合等の補償等については、乙の所属会員において行うものとする。

（平時の備え）

第7条 甲と乙は、災害時等における対応を円滑に行うことができるよう、あらかじめこの協定に関する担当部署を定め、平時から必要な情報を相互に交換しておくものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲と乙で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月16日

安中市安中一丁目23番13号

安中市
市長

茂木英子 

安中市原市432番地

一般社団法人群馬県トラック協会安中支部

支部長

梶山勝日 